

総務協議会協議事項

〔 日時 令和4年3月17日(木)
議会運営委員会終了後
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 令和3年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 2 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

令和3年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和4年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳入	250,000千円
(1) 市税	300,000
(2) 地方交付税	450,000
(3) 市債	△500,000
2 歳出	250,000千円
(1) 職員の退職手当	50,000
(2) 財政調整基金積立金	100,000
(3) 市債管理基金積立金	100,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

処分予定年月日 令和4年3月31日

1 改正の理由

令和4年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 旧民法法人^(※)への寄附金税額控除の経過措置の終了

旧民法法人は、平成20年の公益法人制度改革3法の施行に伴い、5年の移行期間を経て、現行法人制度に移行した。移行期間中の5年間は、旧民法法人の移行登記が完了するまでの間、引き続き寄附金税額控除の適用対象法人（特例民法法人）とする経過措置が設けられていた。このたび、現行法人制度移行後の平成26年度から起算して、所得税の最長遡及期間である7年が経過したことにより、経過措置を終了する改正を行うもの。（市税条例第21条の6関係）

※旧民法（明治29年）第34条（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。）により設立された法人。

《固定資産税》

(2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とするもの。（市税条例附則第10条関係）

(3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を次のとおりとするもの。（附則第8条の2関係）

- ・ 公害防止用設備に係る特例措置のうち、下水道除害施設に関する特例について、特例率を3/4から4/5とするもの。

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和4年4月1日